

愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

労働基準部賃金課

令和6年10月16日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。(令和6年12月16日効力発生予定)

- ・ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,111円
- ・ 輸送用機械器具製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,081円



[写真] (写真左側 中山会長、写真右側 小林局長)

愛知県の最低賃金

地域別最低賃金（愛知県最低賃金）

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべてのの方々に適用されます

令和6年
10月1日から

時間額

1,077 円

前年比

50 円

UP



特定最低賃金

下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

令和6年12月16日から
時間額

1,111 円

前年比

52 円
UP



- 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業を含む。
船舶製造・修理業、船用機関製造業及び
自転車・同部分品製造業を除く。

令和6年12月16日から
時間額

1,081 円

前年比

53 円
UP



業務改善助成金

賃金引上げを支援します！

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）

愛知働き方改革推進支援センター（令和6年度）

電話 0120-006-802

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口

愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）

電話 052-857-0313

業務改善助成金
コールセンター
0120-366-440

（受付時間 平日8:30~17:15）



業務改善助成金 検索



タスケくん